

ハラスメントをめぐる企業の労務管理のポイント

～パワハラ、セクハラ、ソーハラ、マタハラの紛争予防から対処法までを解説～

□日 時：平成27年9月3日(木) 10:00～16:00 (5H)

□講 師：野口&パートナーズ・コンサルティング株式会社
代表取締役/弁護士

野 口 大 氏

□会 場：本会関西本部内 専用教室 (下記案内図参照)
大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内

□主 催：一般社団法人 日本経営協会

□セミナーのねらい

職場におけるハラスメントにかかわるトラブルが急増しており、社会問題化しています。従来のセクハラに加え、いじめや嫌がらせといったパワハラの訴訟も増えています。また、近年ではソーハラやマタハラといった新しいハラスメントも職場の問題として顕在化してきました。こうした問題は当事者間の問題としてだけでなく、当然のことながら、周囲へも悪影響を与える職場全体の問題として捉えなければなりません。そして、企業はこうしたトラブルに対して適切な処置を講じなければ、使用者責任を問われ、社会的信用を失う恐れもあります。

本セミナーでは、近年の社会環境や労働者意識の変化を踏まえた上で、各種ハラスメントにおける企業が行うべき予防策や実務対応策について具体的に事例を交えながら解説いたします。

この機会に関係各位多数のご参加をお待ち申し上げます。

講師紹介

野口&パートナーズ・コンサルティング株式会社

代表取締役/弁護士 **野 口 大 氏**

平成2年司法試験合格。平成3年京都大学法学部卒業。平成5年弁護士登録(大阪弁護士会)。平成14年コーネル大学ロースクール卒業(ニューヨーク州)。平成15年ニューヨーク州弁護士登録。

企業法務や労働問題に精通し、数多くの団体交渉や労働裁判を専ら会社側の立場で手がける。紛争処理のみならず、社内研修や紛争予防のための制度構築等も手掛ける。数少ないコンサル型弁護士として全国的に著名。わかりやすく歯切れの良いアドバイスは極めて評価が高く、全国の企業から顧問就任等の依頼が絶えない。

[所属団体] 経営法曹会議、日本労働法学会。

[著書] 『「社長」と「会社」を守る!!人事労務18の鉄則』(税務経理協会)、「労務管理における労働法上のグレーゾーンとその対応」(日本法令)。

■ 申込要領 ■

参加料：
(1名につき)

	参加料	消費税等	合計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一般	35,000円	2,800円	37,800円

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXにて下記へお申込みください。

追って、参加券と振込口座名を記載した請求書をご派遣責任者までお送りします。

参加料は開催の3営業日前までに必ずお振込み下さい。

(経理処理の都合等にて遅れる場合にはご一報ください)

- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 電話では、ご予約のみ承ります。(後日、必ず申込書をご送付ください)
- 振込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。

キャンセルについて

開催日の3営業日前からは受講料(税込)の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

その他：●教材は原則として当日お渡しいたします。

- ご参加者が定員を超えた場合や(講師と)同業の方からの申込みはお断りする場合があります。
- 録音・録画・写真撮影は原則としてお断りいたします。
- 参加者が少人数の場合、中止もしくは延期させていただく場合がございます。中止の場合は、ご入金いただいた参加料を全額返金いたします。

お申込・お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ 担当：電藤

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 URL <http://www.noma.or.jp/kansai/>
TEL 06(6443)6962(ダイヤルイン) FAX 06(6441)4319 E-mail kososaka@noma.or.jp

<会場案内図>



□プログラム□

第1 セクシャルハラスメント

- 1 セクハラ問題の現状
～多発するセクハラ関連トラブル
- 2 セクハラに関する法規制
～26年7月施行の改正指針に対応していますか？
- 3 セクハラとは何か
～そんな程度でセクハラになるのか？
・誰も嫌がっていなければセクハラではないか
・仲の良い男女間の問題には介入すべきではないか
・服装・髪型・メイクについて注意することはセクハラか 等
- 4 セクハラの事後対応
～「従業員どうしのトラブル」「大した問題ではない」という会社の甘い対応が命取りとなる
・セクハラの事後対応のまずさは違法となる
・セクハラかどうか微妙な相談にはどう対処すべきか
・セクハラ加害者に対する適正な処分とは 等
- 5 セクハラの実責任
～加害者のみならず、会社も責任を問われる！

第2 パワーハラスメント

- 1 パワハラ問題の現状
～労働問題の中で最もトラブルが発生しやすい危険分野
- 2 パワハラに関する法規制
～正面からの法律は存在しない
- 3 パワハラとは何か
・見て見ぬふりの上司も賠償責任を問われる
・正当な業務上の注意・指導とパワハラとの区別（具体例紹介）
・パワハラと言われることを過度に恐れるな 等
- 4 パワハラの実事後対応
・被害者がICレコーダーで勝手に上司の発言を録音している場合
・パワハラ加害者に対する適正な処分とは

- ・精神疾患になったり自殺するケースが怖い（具体例紹介） 等
- 5 パワハラの実責任
～加害者のみならず、会社も責任を問われる！
- 6 厚生労働省「パワーハラスメント対策導入マニュアル」について

第3 ソーシャルメディアハラスメント


- 1 ソーハラとは何か
～ソーハラとはパワハラ・セクハラの実展的・現代的問題
・上司からの友達申請はハラスメントか
・上司が部下を叱責したり、悪い評価をSNSに書き込むことはハラスメントか 等
- 2 ソーハラに特殊な問題
～ソーハラは身近でかつ被害が深刻になりやすい
・SNSでなされた発言は二度と消せない
・SNSでなされた発言は全世界に配信される
・SNSでのやりとりは、職場内外・就業時間内外のいつでもなされる 等
- 3 企業がすべきソーハラ対策
～パワハラ・セクハラ対策を基本に+αの対策が必要
・ポリシーとしてSNS利用にどのようなスタンスをとるべきか
・SNSをめぐる社員間のトラブルにどう対応すべきか 等

第4 マタニティハラスメント

- 1 マタハラとは
- 2 最高裁判例
- 3 育児休業取得に関する裁判例
- 4 新通達について

第5 ケーススタディ

*出張研修も承っております。裏面のお申込先までお問い合わせ下さい。

 682-1509 (7)

FAX (06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部企画研修グループ（重藤）宛

NOMA		「ハラスメントをめぐる企業の労務管理のポイント」参加申込書		H27. 9/3 32, 400/37, 800
(フリガナ) 会社名： 団体名	TEL () - FAX () -	業種：	従業員数： 資本金：	
(フリガナ) (〒) 所在地：		ご派遣責任者： 所属・役職：		
参加者氏名	所属・役職名	参加料 _____ 円は _____ 月 _____ 日に		
(フリガナ)		A. 銀行振込 B. 郵便振替 C. その他 _____ にて納入する。 (該当に○印をつけて下さい)		
(フリガナ)		ご請求先 (ご担当) _____ (ご所属)		
※Eメールで本会セミナー情報をご案内いたしますので、アドレスをご記入ください。 [_____]				

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内 なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □ 不要